

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【四半期会計期間】	第132期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI ,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 伊野部 重晃
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知（088）822-9311（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括部長 和田 広男 （注）和田広男の氏名に関しましては、「開示用電子情報処理組織等による流通開示手続ガイドライン」（金融庁総務企画局）の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム（EDINET）上、使用できる文字で代用しております。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）3865-1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 海治 勝彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社高知銀行松山支店 （愛媛県松山市南堀端町5番地5） 株式会社高知銀行東京支店 （東京都千代田区岩本町3丁目10番7号） 株式会社高知銀行徳島支店 （徳島県徳島市東船場町2丁目32番地） 株式会社高知銀行大阪支店 （大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号）

(注)徳島支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度中間 連結会計期間	平成22年度中間 連結会計期間	平成23年度中間 連結会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	15,208	13,052	12,882	28,136	26,342
連結経常利益	百万円	1,538	2,119	1,582	2,885	3,137
連結中間純利益	百万円	921	2,478	1,290	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	1,485	2,323
連結中間包括利益	百万円	-	4,837	2,212	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	-	2,446
連結純資産額	百万円	32,391	53,097	52,421	48,571	50,706
連結総資産額	百万円	941,143	943,914	943,343	938,146	943,578
1株当たり純資産額	円	304.36	358.53	350.17	314.46	331.67
1株当たり中間純利益金額	円	9.11	24.52	12.76	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	14.04	20.48
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	9.09	8.29	4.52	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	9.58	7.92
自己資本比率	%	3.26	5.42	5.34	4.99	5.16
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.88	11.31	11.35	10.85	11.12
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	37,395	2,254	10,962	24,934	10,597
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	40,118	10,858	26,863	54,139	14,316
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	4	323	510	14,992	327
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	48,243	27,830	16,299	36,758	32,711
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	975 [162]	980 [158]	979 [157]	967 [162]	966 [160]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 平成23年度中間連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は適用後と同額であり、平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は7円77銭であります。

- 4．自己資本比率は、( 期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分 ) を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5．連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6．平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7．平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」( 企業会計基準第25号 平成22年6月30日 ) を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第130期中 平成21年9月	第131期中 平成22年9月	第132期中 平成23年9月	第130期 平成22年3月	第131期 平成23年3月
経常収益	百万円	12,167	10,314	10,053	22,687	20,833
経常利益	百万円	1,332	1,884	1,337	2,401	2,662
中間純利益	百万円	864	2,401	1,216	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	1,337	2,193
資本金	百万円	12,044	19,544	19,544	19,544	19,544
発行済株式総数	千株	102,448	普通株式 102,448 第1種優先株式 75,000	普通株式 102,448 第1種優先株式 75,000	普通株式 102,448 第1種優先株式 75,000	普通株式 102,448 第1種優先株式 75,000
純資産額	百万円	29,955	50,274	49,309	45,947	47,756
総資産額	百万円	933,727	937,067	935,696	931,024	936,015
預金残高	百万円	854,714	861,638	850,155	860,357	863,439
貸出金残高	百万円	642,711	650,985	642,141	655,186	643,719
有価証券残高	百万円	211,030	244,905	272,184	230,851	245,501
1株当たり中間純利益金額	円	8.55	23.76	12.02	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	12.57	19.20
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	8.54	8.04	4.26	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	8.63	7.48
1株当たり配当額	円	-	普通株式 - 第1種優先株式 -	普通株式 - 第1種優先株式 -	普通株式 2.50 第1種優先株式 0.884	普通株式 2.50 第1種優先株式 3.364
自己資本比率	%	3.20	5.36	5.26	4.93	5.09
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.52	10.93	10.93	10.50	10.72
従業員数	人	913	917	922	906	908

(注) 1. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成23年9月より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、平成22年9月の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は適用後と同額であり、平成23年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は7円34銭であります。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

#### （1）業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国の経済は、震災による供給面の立て直しが進み、生産活動や輸出は回復しており、全体では一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きがみられました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、サプライチェーン（供給網）の修復や復旧・復興需要の拡がり等を背景に、一部で弱い動きが継続しているものの、全体では緩やかな持ち直しの動きがみられました。

このような情勢の下、当第2四半期連結累計期間における業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、金利の低下等により資金運用収益が減少したこと等から前年同期比1億69百万円減少して128億82百万円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用は減少しましたが、与信関連費用や株式等関係損失が増加したこと等から前年同期比3億67百万円増加して112億99百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比5億36百万円減少して15億82百万円となりました。

また、中間純利益は前年同期比11億88百万円減少して12億90百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における財政状態については、総資産は前連結会計年度末に比べ2億円減少し9,433億円となりました。また純資産は前連結会計年度末に比べ17億円増加し524億円となりました。

譲渡性預金を含めた預金等の当第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ124億円減少し8,502億円となりました。一方、貸出金の当第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ14億円減少し6,395億円となりました。また、有価証券の当第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ266億円増加し2,720億円となりました。

なお、セグメント情報における業績については、銀行業務での経常収益は前第2四半期連結累計期間比2億63百万円減少し100億53百万円、経常費用は同比2億72百万円増加し87億6百万円、セグメント利益は同比5億35百万円減少し13億47百万円、セグメント資産は同比13億73百万円減少し9,357億36百万円、セグメント負債は同比4億18百万円減少し8,862億円となりました。

リース業務での経常収益は前第2四半期連結累計期間比15百万円増加し27億51百万円、経常費用は同比5百万円減少し25億53百万円、セグメント利益は同比21百万円増加し1億98百万円、セグメント資産は同比3億52百万円増加し95億78百万円、セグメント負債は同比1億44百万円増加し71億9百万円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は前第2四半期連結累計期間比19百万円減少し2億28百万円、経常費用は同比15百万円減少し1億88百万円、セグメント利益は同比4百万円減少し39百万円、セグメント資産は同比3億42百万円減少し21億81百万円、セグメント負債は同比4億15百万円減少し14億56百万円となりました。

国内基準による連結自己資本比率は、前年同期末比0.04ポイント上昇し11.35%となりました。

#### （2）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

借入金の増加等により109億62百万円となりました。（前第2四半期連結累計期間比87億7百万円増加）

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券運用等により268億63百万円となりました。（前第2四半期連結累計期間比160億4百万円減少）

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

配当金の支払等により5億10百万円となりました。（前第2四半期連結累計期間比1億87百万円減少）

この結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ164億12百万円減少し162億99百万円となりました。

## 国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間における資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比29百万円増加して78億16百万円となりました。これは、国内業務部門で同84百万円減少して74億97百万円、国際業務部門で同1億13百万円増加して3億19百万円となったことによるものです。

役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比24百万円増加して1億39百万円となりました。これは国内業務部門で同17百万円増加して1億24百万円、国際業務部門で同6百万円増加して14百万円となったことによるものです。

その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比1億29百万円増加して8億68百万円となりました。これは、国内業務部門で同1億12百万円増加して8億46百万円、国際業務部門で同16百万円増加して22百万円となったことによるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	7,581	205	7,787
	当第2四半期連結累計期間	7,497	319	7,816
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	8,832	253	46 9,039
	当第2四半期連結累計期間	8,326	365	45 8,646
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,250	47	46 1,252
	当第2四半期連結累計期間	829	45	45 829
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	107	7	114
	当第2四半期連結累計期間	124	14	139
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	915	10	925
	当第2四半期連結累計期間	898	17	915
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	807	3	811
	当第2四半期連結累計期間	773	2	776
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	734	5	739
	当第2四半期連結累計期間	846	22	868
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	2,988	5	2,994
	当第2四半期連結累計期間	3,215	22	3,237
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,254	-	2,254
	当第2四半期連結累計期間	2,368	-	2,368

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び国内連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間における役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比10百万円減少して9億15百万円となりました。これは、国内業務部門で同16百万円減少して8億98百万円、国際業務部門で同6百万円増加して17百万円となったことによるものであります。

一方、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比34百万円減少して7億76百万円となりました。これは、国内業務部門で同34百万円減少して7億73百万円となったこと等によるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	915	10	925
	当第2四半期連結累計期間	898	17	915
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	219	-	219
	当第2四半期連結累計期間	219	-	219
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	340	10	350
	当第2四半期連結累計期間	324	16	341
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	107	-	107
	当第2四半期連結累計期間	106	-	106
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	19	-	19
	当第2四半期連結累計期間	18	-	18
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	7	-	7
	当第2四半期連結累計期間	7	-	7
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	7	0	7
	当第2四半期連結累計期間	5	0	6
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	807	3	811
	当第2四半期連結累計期間	773	2	776
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	56	3	59
	当第2四半期連結累計期間	54	2	57

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び国内連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

国内・国際業務部門別特定取引の状況  
該当ありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	859,688	1,673	861,361
	当第2四半期連結会計期間	848,092	1,771	849,864
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	250,859	-	250,859
	当第2四半期連結会計期間	253,054	-	253,054
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	606,958	-	606,958
	当第2四半期連結会計期間	593,296	-	593,296
うちその他	前第2四半期連結会計期間	1,870	1,673	3,543
	当第2四半期連結会計期間	1,741	1,771	3,512
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	900	-	900
	当第2四半期連結会計期間	400	-	400
総合計	前第2四半期連結会計期間	860,588	1,673	862,261
	当第2四半期連結会計期間	848,492	1,771	850,264

- （注）1．国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び国内連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
- 2．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 3．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
- 4．連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。



## 貸出金残高の状況

## 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高（百万円）	構成比（％）	貸出金残高（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	648,076	100.00	639,598	100.00
製造業	58,380	9.01	59,311	9.27
農業、林業	2,407	0.37	2,175	0.34
漁業	3,101	0.48	2,798	0.44
鉱業、採石業、砂利採取業	204	0.03	218	0.03
建設業	41,195	6.36	38,343	5.99
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	4,811	0.74	4,893	0.77
運輸業、郵便業	18,126	2.80	18,073	2.83
卸売業、小売業	96,568	14.90	94,632	14.80
金融業、保険業	42,012	6.48	43,839	6.85
不動産業、物品賃貸業	93,688	14.46	88,572	13.85
各種サービス業	89,758	13.85	96,910	15.15
地方公共団体	73,692	11.37	75,232	11.76
その他	124,129	19.15	114,596	17.92
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	648,076	-	639,598	-

（注）「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

## （3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当行及び当行グループの重要な経営課題は、「収益力の強化」と「資産の健全化」であると認識し、「収益力の強化」の実現のためにトップライン収益の向上や経費削減の徹底に努めるとともに、「資産の健全化」の実現のために良質な貸出資産の増強や経営改善支援活動の強化に継続して取り組んでおります。

引き続き、当行の主要お取引先であります地域中小企業等の皆さまへの安定的かつ円滑な資金供給に努めるとともに、金融市場を取り巻く環境が変化した場合でも安定した収益をあげられるよう、信用リスク管理態勢及び市場リスク管理態勢の一層の強化に取り組んでまいります。

また、役職員一同が地域金融機関として求められている金融仲介機能を着実に果たし、地域経済の発展に貢献していくとともに、コンプライアンスの徹底とリスク管理態勢の強化等により経営の健全性及び透明性を確保してまいります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	8,275	8,488	213
経費(除く臨時処理分)	6,305	6,201	104
人件費	3,251	3,201	50
物件費	2,670	2,580	90
税金	383	419	36
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,970	2,287	317
のれん償却額	-	-	-
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,970	2,287	317
一般貸倒引当金繰入額	-	1,080	1,080
業務純益	1,970	3,368	1,398
うち債券関係損益	439	543	104
臨時損益	85	2,030	1,945
株式等関係損益	122	554	432
不良債権処理額	-	1,449	1,449
貸出金償却	-	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	1,449	1,449
その他	-	-	-
貸倒引当金戻入益	-	-	-
償却債権取立益	-	1	1
その他臨時損益	36	29	65
経常利益	1,884	1,337	547
特別損益	443	110	553
うち固定資産処分損益	5	12	7
税引前中間純利益	2,328	1,226	1,102
法人税、住民税及び事業税	13	13	0
法人税等調整額	86	2	84
法人税等合計	73	10	83
中間純利益	2,401	1,216	1,185

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）(A)	当中間会計期間 （％）(B)	増減（％） (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.91	1.78	0.13
（イ）貸出金利回	2.27	2.14	0.13
（ロ）有価証券利回	1.32	1.23	0.09
(2) 資金調達原価	1.70	1.57	0.13
（イ）預金等利回	0.26	0.16	0.10
（ロ）外部負債利回	0.23	0.13	0.10
(3) 総資金利鞘	-	0.21	0.00

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国内業務部門から除いております。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）(A)	当中間会計期間 （％）(B)	増減（％） (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	8.17	9.40	1.23
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	8.17	9.40	1.23
業務純益ベース	8.17	13.85	5.68
中間純利益ベース	9.96	5.00	4.96

（注）「ROE」は新株予約権控除後の純資産の額で算出しております。

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）(A)	当中間会計期間 （百万円）(B)	増減（百万円） (B) - (A)
預金（未残）	861,638	850,155	11,483
預金（平残）	869,031	871,551	2,520
貸出金（未残）	650,985	642,141	8,844
貸出金（平残）	637,879	633,419	4,460

（注）上記預金には、譲渡性預金を含んでおりません。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）(A)	当中間会計期間 （百万円）(B)	増減（百万円） (B) - (A)
個人	625,058	625,771	713
法人	236,580	224,384	12,196
合計	861,638	850,155	11,483

（注）上記預金には、譲渡性預金を含んでおりません。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	118,467	111,468	6,999
住宅ローン残高	95,314	89,926	5,388
その他ローン残高	23,153	21,541	1,612

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	百万円	486,408	478,557	7,851
総貸出金残高	百万円	650,985	642,141	8,844
中小企業等貸出金比率	/ %	74.71	74.52	0.19
中小企業等貸出先件数	件	54,975	52,353	2,622
総貸出先件数	件	55,143	52,520	2,623
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.69	99.68	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	65	564	54	281
保証	363	3,129	295	2,541
計	428	3,694	349	2,822

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,544	19,544
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	16,746	16,746
	利益剰余金	8,739	9,551
	自己株式( )	219	220
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額( )	-	-
	その他有価証券の評価差損( )	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	27	38
	連結子法人等の少数株主持分	1,824	1,986
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額( )	-	-
	のれん相当額( )	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	46,662	47,646
	繰延税金資産の控除金額( )	-	-
	計 (A)	46,662	47,646
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補充的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,615	2,469
	一般貸倒引当金	4,695	3,559
	負債性資本調達手段等	4,300	4,300
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	4,300	4,300
	計	11,611	10,328
	うち自己資本への算入額 (B)	10,048	9,939
控除項目	控除項目(注4) (C)	-	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	56,711	57,585
リスク・アセット 等	資産(オン・バランス)項目	464,855	471,530
	オフ・バランス取引等項目	5,296	4,775
	信用リスク・アセットの額 (E)	470,151	476,305
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G) / 8% ) (F)	31,069	30,840
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,485	2,467
	計(E) + (F) (H)	501,221	507,146
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.31	11.35
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.30	9.39

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,544	19,544
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	11,751	11,751
	その他資本剰余金	4,995	4,995
	利益準備金	126	227
	その他利益剰余金	7,617	8,200
	その他	-	-
	自己株式（ ）	219	220
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	27	38
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	43,842	44,536
	繰延税金資産の控除金額（ ）	-	-
	計 (A)	43,842	44,536
うちステップ・アップ金利条項付の優先出 資証券（注1）	-	-	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資 証券	-	-	

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,615	2,469
	一般貸倒引当金	4,506	3,421
	負債性資本調達手段等	4,300	4,300
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	4,300	4,300
	計	11,422	10,191
	うち自己資本への算入額 (B)	9,993	9,879
控除項目	控除項目(注4) (C)	-	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	53,835	54,415
リスク・アセット 等	資産(オン・バランス)項目	457,475	463,423
	オフ・バランス取引等項目	5,296	4,775
	信用リスク・アセットの額 (E)	462,771	468,199
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G) / 8% ) (F)	29,648	29,439
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,371	2,355
	計(E) + (F) (H)	492,419	497,638
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		10.93	10.93
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.90	8.94

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。



(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	156	167
危険債権	296	296
要管理債権	13	10
正常債権	6,102	5,992

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000(注)
第1種優先株式	400,000,000(注)
計	400,000,000(注)

(注) 当行の発行可能株式総数は400,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、上記のとおりであります。

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	102,448,000	102,448,000	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
第1種優先株式 (注)1	75,000,000	75,000,000	非上場	(注)2,3,4
計	177,448,000	177,448,000	-	-

(注)1. 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第1種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限等は、(注)4.に記載のとおりであります。なお、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

3. 単元株式数は1,000株であり、議決権はありません。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

## 4. 第1種優先株式の内容は下記のとおりであります。

## (1) 第1種優先配当金

当銀行は、定款第34条第1項に定める期末の剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下、「第1種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「第1種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## (2) 第1種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第1種優先配当率

第1種優先配当率 = 初年度第1種優先配当金 ÷ 第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第1種優先配当金」とは、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第1種優先株式の発行決議日を第1種優先配当率決定日として算出する。）に1.10%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第1種優先配当率

第1種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.10%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第1種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「第1種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第1種優先配当率は8%とする。

## (3) 非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

## (4) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

## (5) 第1種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第1種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記 に定める経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

経過第1種優先配当金相当額

第1種優先株式1株当たりの経過第1種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第1種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成22年12月29日から平成36年12月28日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は51円とする（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

- イ．第1種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- ( ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する意味を有する。以下、本( )、下記( )および( )ならびに下記八．( )において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または  
ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日  
（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調  
整式に使用する時価を下回る場合  
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行  
使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の  
翌日以降これを適用する。  
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価  
額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係  
数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記( )または本( )による調整が行われ  
ていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )または本( )による調整が行わ  
れている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記( )による取得価額の修正が  
行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記( )または本( )による直前の調  
整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )または本( )による調整が行わ  
れている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記( )による取得価額の修正が  
行われていない場合  
調整係数は、上記( )または本( )による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取  
得価額で除した割合とする。
- ( ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通  
株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記( )または( )による取得価額の調整が行われ  
ている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後  
普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限  
り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得  
の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本( )による調整は行わない。
- ( ) 株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日に  
おける当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示し  
て交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ．( )ないし( )に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得  
価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限  
取得価額を含む。）に変更される。

- 八.( ) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- ( ) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ( ) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.( )ないし( )に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.( ) (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.( ) (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.( )または( )に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ( ) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.( )の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.( )および( )の場合には0円、上記イ.( )ないし( )の場合には価額(ただし、( )の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.( )ないし( )および上記八.( )において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.( )において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.( )に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.( )ないし( )において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.( )ないし( )の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額(下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社証券代行部

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、上記(6)に定める経過第1種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、各第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。



## (2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年8月8日
新株予約権の数(個)	146(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	146,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成23年8月26日 至平成53年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

2. 新株予約権の割当日後に当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から3カ月以内に限り新株予約権を行使することができる。

(3) その他権利行使の条件は、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当行が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当行が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年9月30日	-	177,448	-	19,544,000	-	11,751,232

(6)【大株主の状況】

所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	75,000	42.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,662	2.62
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	4,317	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,484	1.96
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	2,748	1.54
株式会社豊和銀行	大分県大分市王子中町4番10号	1,474	0.83
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	1,361	0.76
株式会社アメリカン・クラブ・インターナショナル	島根県出雲市平田町7121	1,177	0.66
株式会社近森産業	高知県高知市稲荷町103番地	1,079	0.60
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号	1,042	0.58
計	-	96,345	54.29

(注)1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4,662千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 3,484千株

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,662	4.65
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	4,317	4.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,484	3.48
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	2,748	2.74
株式会社豊和銀行	大分県大分市王子中町4番10号	1,474	1.47
株式会社アメリカン・クラブ・インターナショナル	島根県出雲市平田町7121	1,177	1.17
株式会社近森産業	高知県高知市稲荷町103番地	1,079	1.07
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号	1,042	1.04
株式会社淀川製鋼所	大阪府大阪市中央区南本町4丁目1番1号	926	0.92
株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中央2丁目11番7号	736	0.73
計	-	21,645	21.62

(注)1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4,662個

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 3,484個

2. 上記 所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有の第1種優先株式は、議決権を有していません。なお、第1種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

3. 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第1種優先株式

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	75,000	
計		75,000	

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 75,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,361,000		当行保有の普通株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,105,000	100,105	
単元未満株式	普通株式 982,000(注)2		一単元(1,000株)未満 の株式
発行済株式総数	177,448,000		
総株主の議決権		100,105	

(注)1. 第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が705株含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	1,361,000		1,361,000	0.76
計		1,361,000		1,361,000	0.76

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

#### 第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	6 38,916	6 17,313
コールローン及び買入手形	2,000	-
商品有価証券	1,117	602
金銭の信託	1,098	1,040
有価証券	6, 11 245,328	6, 11 272,009
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 641,075	1, 2, 3, 4, 5, 7 639,598
外国為替	5 669	5 676
リース債権及びリース投資資産	6 6,444	6 6,463
その他資産	6 7,458	6 7,116
有形固定資産	8, 9 15,291	8, 9 15,241
無形固定資産	1,554	1,389
繰延税金資産	3,827	3,237
支払承諾見返	3,456	2,822
貸倒引当金	24,661	24,170
資産の部合計	943,578	943,343
<b>負債の部</b>		
預金	6 862,708	6 849,864
譲渡性預金	-	400
借入金	6 6,974	6 18,655
外国為替	0	0
社債	10 4,300	10 4,300
その他負債	6 8,955	6 8,366
賞与引当金	240	245
退職給付引当金	3,401	3,436
役員退職慰労引当金	5	6
睡眠預金払戻損失引当金	179	185
再評価に係る繰延税金負債	8 2,409	8 2,407
負ののれん	239	230
支払承諾	3,456	2,822
負債の部合計	892,871	890,921
<b>純資産の部</b>		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,746	16,746
利益剰余金	8,793	9,551
自己株式	220	220
株主資本合計	44,864	45,621
その他有価証券評価差額金	864	1,695
土地再評価差額金	8 3,051	8 3,080
その他の包括利益累計額合計	3,916	4,775
新株予約権	27	38
少数株主持分	1,897	1,986
純資産の部合計	50,706	52,421
負債及び純資産の部合計	943,578	943,343

( 2 ) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	13,052	12,882
資金運用収益	9,039	8,646
(うち貸出金利息)	7,333	6,849
(うち有価証券利息配当金)	1,668	1,777
役務取引等収益	925	915
その他業務収益	2,994	3,237
その他経常収益	92	83
経常費用	10,932	11,299
資金調達費用	1,254	830
(うち預金利息)	1,145	726
役務取引等費用	811	776
その他業務費用	2,254	2,368
営業経費	6,425	6,306
その他経常費用	187	1,017
経常利益	2,119	1,582
特別利益	813	-
貸倒引当金戻入益	810	-
償却債権取立益	3	-
特別損失	353	112
固定資産処分損	16	14
減損損失	332	97
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4	-
税金等調整前中間純利益	2,579	1,470
法人税、住民税及び事業税	80	69
法人税等調整額	107	18
法人税等合計	27	88
少数株主損益調整前中間純利益	2,607	1,381
少数株主利益	128	91
中間純利益	2,478	1,290

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,607	1,381
その他の包括利益	2,230	830
その他有価証券評価差額金	2,230	830
中間包括利益	4,837	2,212
親会社株主に係る中間包括利益	4,713	2,121
少数株主に係る中間包括利益	123	90



## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	19,544	19,544
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	19,544	19,544
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	16,749	16,746
当中間期変動額		
自己株式の処分	2	-
当中間期変動額合計	2	-
当中間期末残高	16,746	16,746
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	6,487	8,793
当中間期変動額		
剰余金の配当	318	505
中間純利益	2,478	1,290
土地再評価差額金の取崩	92	28
当中間期変動額合計	2,252	757
当中間期末残高	8,739	9,551
<b>自己株式</b>		
当期首残高	224	220
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	5	-
当中間期変動額合計	5	0
当中間期末残高	219	220
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	42,556	44,864
当中間期変動額		
剰余金の配当	318	505
中間純利益	2,478	1,290
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	3	-
土地再評価差額金の取崩	92	28
当中間期変動額合計	2,254	757
当中間期末残高	44,811	45,621

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	938	864
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,234	830
当中間期変動額合計	2,234	830
当中間期末残高	3,173	1,695
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	3,353	3,051
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	92	28
当中間期変動額合計	92	28
当中間期末残高	3,261	3,080
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	4,292	3,916
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,142	859
当中間期変動額合計	2,142	859
当中間期末残高	6,434	4,775
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	20	27
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	6	10
当中間期変動額合計	6	10
当中間期末残高	27	38
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	1,701	1,897
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	122	88
当中間期変動額合計	122	88
当中間期末残高	1,824	1,986
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	48,571	50,706
当中間期変動額		
剰余金の配当	318	505
中間純利益	2,478	1,290
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	3	-
土地再評価差額金の取崩	92	28
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	2,271	958
当中間期変動額合計	4,526	1,715
当中間期末残高	53,097	52,421

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	2,579	1,470
減価償却費	588	486
減損損失	332	97
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4	-
負ののれん償却額	8	8
株式報酬費用	9	10
貸倒引当金の増減( )	1,334	491
賞与引当金の増減額( は減少)	16	4
退職給付引当金の増減額( は減少)	21	34
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	9	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	16	6
資金運用収益	9,039	8,646
資金調達費用	1,254	830
有価証券関係損益( )	316	10
金銭の信託の運用損益( は運用益)	18	57
為替差損益( は益)	0	0
固定資産処分損益( は益)	16	14
商品有価証券の純増( )減	179	515
貸出金の純増( )減	4,179	1,477
預金の純増減( )	1,499	12,844
譲渡性預金の純増減( )	100	400
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	677	11,680
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	1,787	5,189
コールローン等の純増( )減	4,100	2,000
外国為替(資産)の純増( )減	248	6
外国為替(負債)の純増減( )	0	0
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	108	45
資金運用による収入	9,225	8,778
資金調達による支出	984	1,174
その他	948	1,208
小計	2,356	11,060
法人税等の支払額	101	98
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,254	10,962
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	66,352	100,408
有価証券の売却による収入	25,777	32,133
有価証券の償還による収入	29,919	41,768
有形固定資産の取得による支出	228	359
有形固定資産の売却による収入	38	2
無形固定資産の取得による支出	13	-
無形固定資産の売却による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,858	26,863

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	318	505
少数株主への配当金の支払額	1	2
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	0	-
リース債務の返済による支出	3	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	323	510
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	8,928	16,412
現金及び現金同等物の期首残高	36,758	32,711
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 27,830	1 16,299

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 連結子会社 3社 (株)高銀ビジネス、オーシャンリース(株)、(株)高知カード
(2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：39年～47年 その他：5年～6年 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>
<p>(6) 貸倒引当金の計上基準          当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。          「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。          なお、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。          すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。          連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(8) 退職給付引当金の計上基準          退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。          過去勤務債務：発生年度に一括損益処理          数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>
<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準          連結子会社については、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(12) リース取引の処理方法 (借手側) 該当ありません。 (貸手側) ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。 なお、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年 3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益は49百万円増加しております。</p>
<p>(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(14) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【会計方針の変更等】

当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当中間連結会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に当たり、第1種優先株式については、期中に行われた取得価額の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

なお、前中間連結会計期間においては取得請求期間が未到来のため、これらの会計基準等を適用しなかった場合の前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は適用後と同額であります。

【追加情報】

当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」については遡及処理を行っておりません。



【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,375百万円、延滞債権額は40,000百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,485百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,861百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,653百万円であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,318百万円、延滞債権額は39,779百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は997百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,096百万円あります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,117百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																								
<p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>26,839百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>2,576百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>430百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>5,635百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>3,290百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>2,503百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券27,703百万円、預け金18百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金等は1,240百万円であります。</p>	有価証券	26,839百万円	リース債権及びリース投資資産	2,576百万円	その他資産	430百万円	預金	5,635百万円	借入金	3,290百万円	その他負債	2,503百万円	<p>6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>35,548百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>2,434百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>340百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>7,007百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>15,379百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>2,648百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券27,864百万円、預け金18百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金等は1,101百万円であります。</p>	有価証券	35,548百万円	リース債権及びリース投資資産	2,434百万円	その他資産	340百万円	預金	7,007百万円	借入金	15,379百万円	その他負債	2,648百万円
有価証券	26,839百万円																								
リース債権及びリース投資資産	2,576百万円																								
その他資産	430百万円																								
預金	5,635百万円																								
借入金	3,290百万円																								
その他負債	2,503百万円																								
有価証券	35,548百万円																								
リース債権及びリース投資資産	2,434百万円																								
その他資産	340百万円																								
預金	7,007百万円																								
借入金	15,379百万円																								
その他負債	2,648百万円																								
<p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は159,612百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが2,007百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが157,605百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は154,385百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが153,285百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																								

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,147百万円</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 13,643百万円</p> <p>10. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は630百万円であります。</p>	<p>8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,539百万円</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 13,669百万円</p> <p>10. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は530百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)																																										
<p>1. その他経常費用には、株式等償却122百万円及び貸出金償却1百万円を含んでおります。</p> <p>2. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額332百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高知県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">香川県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岡山県内</td> <td rowspan="2">社宅</td> <td>土地</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大阪府内</td> <td rowspan="2">社宅</td> <td>土地</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>東京都内</td> <td>社宅</td> <td>土地</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等(売却・廃止予定店舗を含む)については各資産としております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	高知県内	営業店舗	土地	133	建物	42	香川県内	営業店舗	土地	9	建物	3	岡山県内	社宅	土地	80	建物	26	大阪府内	社宅	土地	8	建物	4	東京都内	社宅	土地	25	<p>1. その他経常費用には、株式等償却368百万円、貸倒引当金繰入額347百万円及び株式等売却損185百万円を含んでおります。</p> <p>2. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額97百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高知県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等(売却・廃止予定店舗を含む)については各資産としております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	高知県内	営業店舗	土地	6	建物	91
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																								
高知県内	営業店舗	土地	133																																								
		建物	42																																								
香川県内	営業店舗	土地	9																																								
		建物	3																																								
岡山県内	社宅	土地	80																																								
		建物	26																																								
大阪府内	社宅	土地	8																																								
		建物	4																																								
東京都内	社宅	土地	25																																								
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																								
高知県内	営業店舗	土地	6																																								
		建物	91																																								

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	102,448	-	-	102,448	
第1種優先株式	75,000	-	-	75,000	
合計	177,448	-	-	177,448	
自己株式					
普通株式	1,380	6	34	1,353	(注)
合計	1,380	6	34	1,353	

(注) 自己株式における普通株式の増加株式数6千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数34千株は、ストック・オプションの行使に対応したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権					27	
合計						27	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日	普通株式	252	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日
定時株主総会	第1種優先 株式	66	0.884	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	102,448	-	-	102,448	
第1種優先株式	75,000	-	-	75,000	
合計	177,448	-	-	177,448	
自己株式					
普通株式	1,357	3	-	1,361	(注)
合計	1,357	3	-	1,361	

(注) 自己株式における普通株式の増加株式数3千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権					38	
合計						38	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日	普通株式	252	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日
定時株主総会	第1種優先株式	252	3.364	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
30,444	17,313
普通預け金	普通預け金
189	609
定期預け金	定期預け金
2,333	323
その他預け金	その他預け金
91	81
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
27,830	16,299

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引  
リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

子会社の業務用端末であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

子会社の業務用端末であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引  
該当ありません。

2. オペレーティング・リース取引

該当ありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	38,916	38,916	-
(2) コールローン及び買入手形	2,000	2,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	1,117	1,117	-
(4) 金銭の信託	1,098	1,098	-
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	500	484	16
その他有価証券	243,952	243,952	-
(6) 貸出金	641,075		
貸倒引当金(1)	23,939		
	617,136	617,327	190
資産計	904,722	904,897	174
(1) 預金	862,708	865,202	2,493
(2) 借入金	6,974	6,970	3
(3) 社債	4,300	4,208	91
負債計	873,983	876,381	2,398

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。



(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

変動利付国債の時価については、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しいこと等から、市場価格を時価としてみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によって時価評価しております。

これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、連結貸借対照表の「有価証券」は698百万円増加、「繰延税金資産」は282百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は416百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し算定した現在価値を、当行から独立した第三者より入手し、当該現在価値から流動性リスク相当額を減じることにより算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(6)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

### (3) 社債

当行の発行する社債の時価は、情報ベンダーから入手した価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(5) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式( 1)( 2)	795
組合出資金( 3)	80
合 計	875

( 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

( 2) 当連結会計年度において、非上場株式について9百万円減損処理を行っています。

( 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

平成23年 9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	17,313	17,313	-
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	602	602	-
(3) 金銭の信託	1,040	1,040	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	500	493	6
その他有価証券	270,621	270,621	-
(5) 貸出金 貸倒引当金( 1)	639,598 23,445		
	616,152	617,115	963
資産計	906,231	907,188	956
(1) 預金	849,864	851,768	1,903
(2) 譲渡性預金	400	400	-
(3) 借入金	18,655	18,657	1
(4) 社債	4,300	4,251	48
負債計	873,219	875,077	1,857

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### （1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### （2）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

##### （3）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価としてみない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によって時価評価しております。

これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、中間連結貸借対照表の「有価証券」は135百万円増加、「繰延税金資産」は54百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は80百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し算定した現在価値を、当行から独立した第三者より入手し、当該現在価値から流動性リスク相当額を減じることにより算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、情報ベンダーから入手した価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式( 1)( 2)	786
組合出資金( 3)	101
合 計	888

- ( 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- ( 2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。
- ( 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)  
前連結会計年度

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	外国債券	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	500	484	16
	外国債券	500	484	16
	小計	500	484	16
合計		500	484	16

## 2. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	1,861	1,597	264
	債券	151,866	148,930	2,935
	国債	63,685	62,615	1,070
	地方債	11,865	11,735	130
	短期社債	-	-	-
	社債	76,314	74,579	1,735
	その他	16,113	15,884	229
	外国債券	16,113	15,884	229
	小計	169,841	166,412	3,428
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	3,686	4,825	1,139
	債券	55,573	55,972	398
	国債	30,349	30,566	217
	地方債	5,173	5,214	41
	短期社債	1,999	1,999	0
	社債	18,051	18,191	140
	その他	19,851	20,270	419
	外国債券	13,453	13,590	136
	小計	79,111	81,068	1,957
合計		248,952	247,481	1,471

## 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式203百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する「合理的な基準」は、当連結会計年度末日における時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち発行者の業績推移等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断することとしております。

当中間連結会計期間

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	外国債券	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	500	493	6
	外国債券	500	493	6
	小計	500	493	6
合計		500	493	6



2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	748	581	166
	債券	213,574	209,313	4,260
	国債	103,551	101,482	2,068
	地方債	15,023	14,679	344
	短期社債	-	-	-
	社債	94,999	93,151	1,848
	その他	15,701	15,359	342
	外国債券	15,701	15,359	342
	小計	230,023	225,253	4,770
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	4,081	5,165	1,083
	債券	15,436	15,507	71
	国債	4,048	4,051	2
	地方債	558	559	0
	短期社債	-	-	-
	社債	10,828	10,897	68
	その他	21,080	21,824	744
	外国債券	19,831	20,204	372
	小計	40,597	42,497	1,899
合計		270,621	267,751	2,870

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式363百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する「合理的な基準」は、当中間連結会計期間末日における時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち発行者の業績推移等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断することとしております。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。

当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)  
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,471
その他有価証券	1,471
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	593
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	878
( )少数株主持分相当額	13
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	864

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,870
その他有価証券	2,870
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	1,161
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,708
( )少数株主持分相当額	12
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,695

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	-	-	-	-
	売建	7,477	-	105	105
	買建	556	-	3	3
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	101	101

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	-	-	-	-
	売建	9,902	-	196	196
	買建	1,005	-	22	22
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	173	173

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 9百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 146,000株
付与日	平成22年8月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自平成22年9月1日 至平成52年8月31日 (注)
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	66円

(注) 新株予約権者は、株式会社高知銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 10百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 146,000株
付与日	平成23年8月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自平成23年8月26日 至平成53年8月25日 (注)
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	74円

(注) 新株予約権者は、株式会社高知銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社3社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務をおこなっております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジットカード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	10,263	2,540	248	13,052	-	13,052
セグメント間の内部経常収益	53	195	-	249	249	-
計	10,317	2,736	248	13,301	249	13,052
セグメント利益	1,882	177	43	2,104	15	2,119
セグメント資産	937,110	9,225	2,524	948,859	4,945	943,914
セグメント負債	886,619	6,965	1,871	895,456	4,887	890,569
その他の項目						
減価償却費	434	42	0	477	110	588
資金運用収益	8,963	4	113	9,081	42	9,039
資金調達費用	1,225	59	11	1,295	41	1,254
特別利益	786	36	0	823	9	813
(貸倒引当金戻入益)	783	36	-	819	9	810
特別損失	342	0	-	343	10	353
(減損損失)	332	-	-	332	-	332
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	237	13	5	255	8	263

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額15百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額 4,945百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(3) セグメント負債の調整額 4,887百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(4) セグメント資金運用収益の調整額 42百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(5) セグメント資金調達費用の調整額 41百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(6) セグメント特別利益の調整額 9百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。

(7) セグメント特別損失の調整額10百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当行グループは、当行及び連結子会社3社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務をおこなっております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジットカード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	10,012	2,664	228	12,905	23	12,882
セグメント間の内部経常収益	40	87	-	128	128	-
計	10,053	2,751	228	13,034	151	12,882
セグメント利益	1,347	198	39	1,585	3	1,582
セグメント資産	935,736	9,578	2,181	947,496	4,153	943,343
セグメント負債	886,200	7,109	1,456	894,766	3,844	890,921
その他の項目						
減価償却費	433	40	0	474	12	486
資金運用収益	8,592	2	83	8,679	32	8,646
資金調達費用	802	53	5	861	31	830
特別損失	110	0	0	110	1	112
（減損損失）	97	-	-	97	-	97
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	379	2	-	381	6	388

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）外部顧客に対する経常収益の調整額 23百万円は、「リース業」及び「クレジットカード業」の貸倒引当金戻入益であります。
- （2）セグメント利益の調整額 3百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- （3）セグメント資産の調整額 4,153百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （4）セグメント負債の調整額 3,844百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （5）減価償却費の調整額12百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費の調整額であります。
- （6）セグメント資金運用収益の調整額 32百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （7）セグメント資金調達費用の調整額 31百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(8) セグメント特別損失の調整額 1 百万円は、グループ内のリース取引における固定資産除去費用の増加額であります。

(9) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 6 百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	7,333	2,103	2,526	1,087	13,052

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	6,849	2,318	2,637	1,077	12,882

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。



【報告セグメントごとの負ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業		
当中間期償却額	-	8	-	-	8
当中間期末残高	-	247	-	-	247

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業		
当中間期償却額	-	8	-	-	8
当中間期末残高	-	230	-	-	230

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	331.67円	350.17円

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	24.52	12.76
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,478	1,290
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益金額	百万円	2,478	1,290
普通株式の期中平均株式数	千株	101,083	101,088
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	8.29	4.52
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	197,609	184,012
うち優先株式	千株	197,368	183,638
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

( 重要な後発事象 )

該当ありません。

## 2【その他】

該当事項ありません。

3【中間財務諸表】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	7 38,136	7 16,675
コールローン	2,000	-
商品有価証券	1,117	602
金銭の信託	1,098	1,040
有価証券	1, 7, 12 245,501	1, 7, 12 272,184
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 643,719	2, 3, 4, 5, 6, 8 642,141
外国為替	6 669	6 676
その他資産	7 4,019	7 3,588
有形固定資産	9, 11 15,121	9, 11 15,085
無形固定資産	1,541	1,379
繰延税金資産	3,672	3,103
支払承諾見返	3,456	2,822
貸倒引当金	24,038	23,604
<b>資産の部合計</b>	<b>936,015</b>	<b>935,696</b>
<b>負債の部</b>		
預金	7 863,439	7 850,155
譲渡性預金	-	400
借入金	7 3,427	7 15,452
外国為替	0	0
社債	10 4,300	10 4,300
その他負債	7,444	7,020
未払法人税等	88	66
リース債務	198	168
資産除去債務	10	10
その他の負債	7 7,146	7 6,775
賞与引当金	233	238
退職給付引当金	3,369	3,403
睡眠預金払戻損失引当金	179	185
再評価に係る繰延税金負債	11 2,409	11 2,407
支払承諾	3,456	2,822
<b>負債の部合計</b>	<b>888,259</b>	<b>886,386</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,746	16,746
資本準備金	11,751	11,751
その他資本剰余金	4,995	4,995
利益剰余金	7,744	8,427
利益準備金	126	227
その他利益剰余金	7,618	8,200
圧縮記帳積立金	203	203
繰越利益剰余金	7,414	7,996
自己株式	220	220
株主資本合計	43,815	44,497
その他有価証券評価差額金	861	1,692
土地再評価差額金	11 3,051	11 3,080
評価・換算差額等合計	3,913	4,772
新株予約権	27	38
純資産の部合計	47,756	49,309
負債及び純資産の部合計	936,015	935,696

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	10,314	10,053
資金運用収益	8,963	8,592
(うち貸出金利息)	7,258	6,796
(うち有価証券利息配当金)	1,667	1,776
役務取引等収益	799	785
その他業務収益	465	599
その他経常収益	86	76
経常費用	8,430	8,715
資金調達費用	1,225	802
(うち預金利息)	1,145	726
役務取引等費用	727	684
その他業務費用	1	1
営業経費	<sup>1</sup> 6,296	<sup>1</sup> 6,194
その他経常費用	<sup>2</sup> 179	<sup>2</sup> 1,032
経常利益	1,884	1,337
特別利益	<sup>3</sup> 786	-
特別損失	<sup>4</sup> 342	<sup>4</sup> 110
税引前中間純利益	2,328	1,226
法人税、住民税及び事業税	13	13
法人税等調整額	86	2
法人税等合計	73	10
中間純利益	2,401	1,216

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	19,544	19,544
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	19,544	19,544
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	11,751	11,751
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	11,751	11,751
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	4,998	4,995
当中間期変動額		
自己株式の処分	2	-
当中間期変動額合計	2	-
当中間期末残高	4,995	4,995
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	16,749	16,746
当中間期変動額		
自己株式の処分	2	-
当中間期変動額合計	2	-
当中間期末残高	16,746	16,746
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	62	126
当中間期変動額		
剰余金の配当	63	101
当中間期変動額合計	63	101
当中間期末残高	126	227
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>圧縮記帳積立金</b>		
当期首残高	203	203
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	203	203
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	5,302	7,414
当中間期変動額		
剰余金の配当	382	606
中間純利益	2,401	1,216
土地再評価差額金の取崩	92	28
当中間期変動額合計	2,111	581
当中間期末残高	7,414	7,996

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	5,568	7,744
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	318	505
中間純利益	2,401	1,216
土地再評価差額金の取崩	92	28
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>2,174</b>	<b>682</b>
当中間期末残高	7,743	8,427
<b>自己株式</b>		
当期首残高	224	220
<b>当中間期変動額</b>		
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	5	-
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>5</b>	<b>0</b>
当中間期末残高	219	220
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	41,637	43,815
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	318	505
中間純利益	2,401	1,216
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	3	-
土地再評価差額金の取崩	92	28
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>2,177</b>	<b>682</b>
当中間期末残高	43,814	44,497
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	935	861
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,235	831
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>2,235</b>	<b>831</b>
当中間期末残高	3,171	1,692
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	3,353	3,051
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	92	28
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>92</b>	<b>28</b>
当中間期末残高	3,261	3,080
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	4,288	3,913
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,143	859
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>2,143</b>	<b>859</b>
当中間期末残高	6,432	4,772



(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	20	27
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6	10
当中間期変動額合計	6	10
当中間期末残高	27	38
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	45,947	47,756
当中間期変動額		
剰余金の配当	318	505
中間純利益	2,401	1,216
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	3	-
土地再評価差額金の取崩	92	28
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,150	870
当中間期変動額合計	4,327	1,552
当中間期末残高	50,274	49,309

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：39年～47年 その他：5年～6年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法	社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 なお、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度に一括損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【会計方針の変更等】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)</p> <p>当中間会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に当たり、第1種優先株式については、期中に行われた取得価額の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。</p> <p>なお、前中間会計期間においては取得請求期間が未到来のため、これらの会計基準等を適用しなかった場合の前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は適用後と同額であります。</p>

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 関係会社の株式総額 318百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,359百万円、延滞債権額は39,866百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,485百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,711百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 318百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,301百万円、延滞債権額は39,665百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は997百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46,964百万円あります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																				
<p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,584百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>26,754百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,635百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,400百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の負債</td> <td>2,413百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券27,703百万円及び預け金18百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金等は1,227百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は152,796百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが2,007百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが150,789百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">11,384百万円</p>	有価証券	26,754百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,635百万円	借入金	1,400百万円	その他の負債	2,413百万円	<p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,117百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>35,461百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>7,007百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>13,560百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の負債</td> <td>2,558百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券27,864百万円及び預け金18百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金等は1,087百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は155,073百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが153,973百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">11,403百万円</p>	有価証券	35,461百万円	担保資産に対応する債務		預金	7,007百万円	借入金	13,560百万円	その他の負債	2,558百万円
有価証券	26,754百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	5,635百万円																				
借入金	1,400百万円																				
その他の負債	2,413百万円																				
有価証券	35,461百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	7,007百万円																				
借入金	13,560百万円																				
その他の負債	2,558百万円																				

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>10. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,147百万円</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は630百万円であります。</p>	<p>10. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,539百万円</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は530百万円であります。</p>

( 中間損益計算書関係 )

前中間会計期間 ( 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日 )	当中間会計期間 ( 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日 )																																																		
<p>1. 減価償却実施額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">279百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">154百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、株式等償却122百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益は、貸倒引当金戻入益783百万円及び償却債権取立益3百万円であります。</p> <p>4. 特別損失は、減損損失332百万円、固定資産処分損5百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額4百万円であります。</p> <p>なお、減損損失の内容は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高知県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">133</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">42</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">香川県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岡山県内</td> <td rowspan="2">社宅</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">80</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大阪府内</td> <td rowspan="2">社宅</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>東京都内</td> <td>社宅</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。</p> <p>当中間会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、その帳簿価額を回収可能額まで減額し332百万円の減損損失を特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	279百万円	無形固定資産	154百万円	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	高知県内	営業店舗	土地	133	建物	42	香川県内	営業店舗	土地	9	建物	3	岡山県内	社宅	土地	80	建物	26	大阪府内	社宅	土地	8	建物	4	東京都内	社宅	土地	25	<p>1. 減価償却実施額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">270百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">161百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、株式等償却368百万円、貸倒引当金繰入額368百万円及び株式等売却損185百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失は、減損損失97百万円、固定資産処分損12百万円であります。</p> <p>なお、減損損失の内容は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域</th> <th style="text-align: left;">主な用途</th> <th style="text-align: left;">種類</th> <th style="text-align: right;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高知県内</td> <td rowspan="2">営業店舗</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">91</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。</p> <p>当中間会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、その帳簿価額を回収可能額まで減額し97百万円の減損損失を特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	270百万円	無形固定資産	161百万円	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	高知県内	営業店舗	土地	6	建物	91
有形固定資産	279百万円																																																		
無形固定資産	154百万円																																																		
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																
高知県内	営業店舗	土地	133																																																
		建物	42																																																
香川県内	営業店舗	土地	9																																																
		建物	3																																																
岡山県内	社宅	土地	80																																																
		建物	26																																																
大阪府内	社宅	土地	8																																																
		建物	4																																																
東京都内	社宅	土地	25																																																
有形固定資産	270百万円																																																		
無形固定資産	161百万円																																																		
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																
高知県内	営業店舗	土地	6																																																
		建物	91																																																



(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,380	6	34	1,353	(注)
合計	1,380	6	34	1,353	

(注) 自己株式における普通株式の増加株式数6千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数34千株は、ストック・オプションの行使に対応したものであります。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,357	3	-	1,361	(注)
合計	1,357	3	-	1,361	

(注) 自己株式における普通株式の増加株式数3千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、営業店端末機であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、営業店端末機であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	155	147	-	8
無形固定資産	-	-	-	-
合計	155	147	-	8

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期末残高相当額
有形固定資産	26	23	-	2
無形固定資産	-	-	-	-
合計	26	23	-	2

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	7	2
1年超	1	0
合計	8	2

(注) 未経過リース料中間会計期間末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末(期末)残高が有形固定資産の中間会計期間末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 - 百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 - 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	96	5
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	96	5
減損損失	-	-

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当ありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	318
関連会社株式	-
合計	318

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	318
関連会社株式	-
合計	318

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
( 1 ) 1 株当たり中間純利益金額	円	23.76	12.02
( 算定上の基礎 )			
中間純利益	百万円	2,401	1,216
普通株式に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,401	1,216
普通株式の期中平均株式数	千株	101,083	101,088
( 2 ) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	8.04	4.26
( 算定上の基礎 )			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	197,609	184,012
うち優先株式	千株	197,368	183,638
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

( 重要な後発事象 )

該当ありません。

4 【その他】

該当ありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社高知銀行  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 楠原 利和 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 壁谷 恵嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当行（四半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社高知銀行  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 楠原 利和 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 壁谷 恵嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第132期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当行（四半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。